



令和6年度第2回県央地区保健医療福祉推進会議 資料3

病床整備事前協議により配分を受けた病床の 入院料等の変更の取扱いについて

- 横須賀・三浦地域において、令和5年度の病床整備事前協議で配分を受けた病床（回復期）について、整備完了後に算定する入院料等を変更したい（*）との相談があったため、事前協議で配分を受けた病床の入院料等の変更の取扱いを整理する必要が生じたため、県で論点整理の上、協議するものです。

* 回り八を地ケア（回復期）に変更

- 1 経緯
- 2 横須賀・三浦地域における令和5年度病床整備事前協議の公募要件
- 3 医療機関からの相談内容と論点
- 4 論点①：同一病床機能内の入院料等の変更は公募要件に抵触するか
- 5 論点②：協議のあり方をどのように設定するか
- 6 まとめ

参考資料

経緯

①令和5年10月 病床配分事前協議を実施（公募期間10月～11月）

▶回復期で公募実施

②令和6年1月 第3回三浦半島地区保健医療福祉推進会議で配分案を協議

▶質疑応答で、当該医療法人の応募は回りハであることが明らかにされた上で配分案を協議。

③令和6年2月 第5回神奈川県保健医療計画推進会議で、配分案を決定

▶回りハであるとは明記されず、回復期病床としての配分案が決定された。

④令和6年3月 第2回神奈川県医療審議会で、配分結果について報告

⑤令和6年3月 医療法人あて結果通知

⑥令和6年6月 医療法人から算定する入院料等の変更について相談

⑦令和6年8月 第1回三浦半島地区保健医療福祉推進会議で協議

▶配分を受けた病床の入院料等の変更について整理が必要との意見が出され、結論は第2回に持ち越しとなった。

○横須賀・三浦二次保健医療圏

- 1 病床機能区分は、回復期を担うもの（表2）とする。

（表2）

病床機能	診療報酬上の入院料等
回復期 機能	・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料

- 2 横須賀・三浦二次医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。

- 3 配分に当たっての考え方など

（1）病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。

（2）原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。

（3）10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

- 令和5年度の病床整備事前協議で病床配分を受けた医療機関から、次の相談を受けている。

事前協議時の予定：**回復期（回復期リハビリテーション病棟）**

変更希望：**回復期（地域包括ケア病棟）**

◇論点

今回の事例（**同一病床機能内の入院料等の変更**）は、公募要件である「原則として、開設等許可後 **10 年間は、配分を受けたときの病床機能……を維持すること。**」に抵触するか否か。

論点整理

結論

- 同一病床機能内の入院料等の変更は、「配分を受けたときの病床機能を維持すること」の要件に抵触はしない。

※公募要件中の「**病床機能**」とは、高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4区分を指すため



懸念

- 例えば回復期リハビリテーション病棟を増床する前提で配分を受けた後に、自由に他の入院料等に変更できることとなれば、事前協議における協議の過程を無視することとなることに加え、地域の医療提供体制にも一定の影響を与える可能性があるのではないか。



論点2

- 同一病床機能内の入院料等の変更のための協議のあり方をどのように設定するか。

5 論点②：協議のあり方をどのように設定するか

協議方針（案）

- 事前協議により配分を受けた病床で算定する入院料等は、協議の過程を踏まえ、**許可後10年間は事前協議時に想定していた入院料等を維持していただきたいと考えている**が、様々な事情により、**同一病床機能内で算定する入院料等を変更しようとする場合は、あらかじめ、当該地域の地域医療構想調整会議での協議を必要とする**ものとしてはどうか。

理由

- 事前協議時における医療の需要と供給の状況にその後変動が生じたなどの場合に、**医療機関側の希望と、地域の医療提供体制上の必要が一致する可能性**も考えられることから、算定する入院料等の変更の選択肢を残しておく必要がある。

◇医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が整つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

- 事前協議により配分を受けた病床については、同一病床機能での入院料等の変更であれば、病床機能の転換には該当しない。
- ただし、事前協議により配分を受けた病床について、同一病床機能内で入院料等を変更しようとする場合は、あらかじめ、当該地域の地域医療構想調整会議での協議を必要とすることとする。

上記の点について御了承いただきたい。

参考資料

参考：今後のプラン変更に係る協議のあり方（例外とすべき案件）

令和6年7月23日
第1回保健医療計画推進会議提出資料

- ただし、次のように個別根拠に基づくものは、例外案件として、下記のとおり取り扱いを整理したい。

例外案件	取扱い	理由
病床整備事前協議により配分を受けた病床の機能転換等	<ul style="list-style-type: none">① 原則として10年間は転換や病床の増減等ができない。② 10年を経過した後も病床機能や病床数を変更する場合は、事前に各地域の調整会議での協議を必要とする。	①②の趣旨は病床整備事前協議の要件となっているため。
県の回復期病床転換補助を受けて転換した病床の再度の転換	<ul style="list-style-type: none">○ 財産処分制限期間内（＝耐用年数）は引き続き回復期としての病床運用を継続していただく。	県補助金交付規則上、財産処分制限期間内に、回復期から急性期に転換した場合は、目的外使用となり、原則として、補助金返還が必要になるため
事業承継を受けた病床の機能転換	<ul style="list-style-type: none">○ 承継後において過剰な病床機能への変更を伴う場合または役割の大きな変更がある場合は、事前に調整会議での協議を必要とする。	「病院等の開設等に関する指導要綱」第7条（適用除外）により、病院を承継する際、過剰な病床機能への転換を伴わない場合で、医療機関としての役割や機能の大きな変更がないことを前提としているため。